無人飛行機（ドローン）の飛行について（森林学習館）

平成２７年　７月３１日

森林学習館における無人飛行機（ドローン）の飛行については、当分の間以下の審査を行い、基準を満たしたものについて飛行を認める。

今後、国における規制の検討等を踏まえ、適宜見直しを行っていく。

　（審査方法）

　　申請者から飛行計画書（様式1）を提出させ、次の視点から安全確保ができるか審査する。

1. 飛行の目的

・施設・イベントの広報、災害時の対応など公益に資するもの

・産業、観光など各分野の振興、ならびに環境などの保全に資するもの

1. 責任の所在の明確化

・個人は不可とする

・操縦者を特定すること（操縦経験を有すること）

・申請にあたり責任の所在について誓約を行う

1. 安全性を確保するための人員体制

・撮影担当者や安全を確保する人員を操縦者とは別に配置すること

（安全要員の配置については今後検討を深め、当面は申請者と協議を行う）

1. 機材の安全

・飛行時間はバッテリー性能を考慮すること

・機体に改造を加えたものは原則認めない

1. 離着陸をする場所の確保

・操縦への支障や離着陸時の事故防止のため、支障のない位置に離着陸場所を確保すること

1. 飛行経路等の安全性

・天候が悪い時や強風時は飛行を中止すること（天候、風速等は申請者と協議）

・飛行区域は許可した施設の範囲内であり、かつ、操縦者が機体を目視できる範囲内とする

・電波の届く範囲及び電波の障害物の存在が考慮されていること

・夜間の飛行は原則認めない

1. 事故発生時の対応

・事故発生時の連絡体制が整理されていること

・墜落時の機材回収方法が整理されていること

・保険へ加入していること

1. プライバシーの保護への対応

・被撮影者からの要請に対して必要な措置を講ずること